

才保社第3412号
令和5年(2023年)10月10日

各高齢者施設・事業所管理者様

北海道オホーツク総合振興局
保健環境部社会福祉課長

令和5年度末までに経過措置期間が終了する令和3年度介護報酬改定における
改定事項について（周知）

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び
老人保健課から連名で通知がありましたので、お知らせします。

令和3年度介護報酬改定において、国事務連絡に添付の別紙1に掲げる事項については、
令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定となっており、当該経過
措置の終了まで約6ヶ月となりましたので、その運用に御留意願います。

（担当：事業指導係 石岡（主査 [保険指導]）
電話：0152-41-0690（内線：3844）
メール：ishioka.ryouta@pref.hokkaido.lg.jp）